

財団法人おかやま環境ネットワーク

会報、報告書等取りまとめ費用の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、理事会で承認した事業について、会報、報告書などを取りまとめる場合の費用等の支給に関する事項について定める。

(事業)

第2条 この場合の事業とは、会報、報告書等の取りまとめを行う事業とし、理事長・部会長から委任された委員等が、会報、報告書等を取りまとめる際の原稿料をいう。

(金額)

第3条 原稿料の支給基準及び支給額は次のとおりとする。

- 1 支給基準 原稿作成1回につき、3,000円(源泉所得税込3,333円)とする。
- 2 適用については、理事会が諸事情を勘案し、決めるものとする。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会で行う。

附則

この規則は、2008年12月14日から施行する。